

1 1 回
令和元年第 総 会
1 1 月

白井市農業委員会会議録

令和元年 1 1 月 7 日 開会

令和元年 1 1 月 7 日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和元年11月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
3番	芦田恵子
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊藤和博
2. 秋谷茂男
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

農地利用最適化推進委員の欠席は次のとおり

3. 川上洋

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第2号 平成31年度第6次農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地取得のあっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

12月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 11月22日金曜日
- ・事前審査会(案) 11月29日金曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策本部2
- ・総会(案) 12月6日金曜日
午後4時00分から 本庁舎2階災害対策本部2

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さんこんにちは。

定刻少し前ですけれども、皆さんお集まりということで始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、令和元年の11月定例総会にお集まりいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

このところ朝晩、気温のほうも大分低くなりまして、風邪等引かないよう健康には十分気をつけていただきたいと思います。

そしてまた、先月のブロック別農業委員の研修会、農地パトロール等、大変お疲れさまでございました。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和元年11月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、根本孝一委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料1ページをお開きください。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和元年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字清戸字北方前、地番87番。

地目、現況ともに田です。

地積は、1,074平方メートル。

権利者、松戸市新作 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由は一時転用で、農地造成です。

次に、番号2は、大字清戸字北方前、地番88番。

地目、現況ともに田です。

地積は、1,021平方メートル。

権利者、松戸市新作 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地、〇〇〇〇。

申請事由は一時転用、農地造成です。

次に、番号3は、大字清戸字北方前89番1外2筆。

地目、現況ともに田です。

地積は、合計2,399平方メートル。

権利者、松戸市新作 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市清戸 番地の内、〇〇〇〇。

申請事由は一時転用、農地造成です。

次に、番号4は、大字清戸字北方前、地番90番。

地目、現況ともに田です。

地積は、211平方メートル。

権利者、松戸市新作 番地、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

義務者、白井市十余一 番地、〇〇〇〇。

申請事由は一時転用、農地造成です。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。
次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。
福田孝一委員、お願いします。

福田孝一委員 1班、班長の福田です。
議案第1号、5条の規定による許可申請にかかわる調査報告の番号1番から4番までを一括して行います。

事前審査当日は、権利者の〇〇〇〇、代表取締役の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、そして〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇さんの申請代理人の〇〇〇〇さんの3名が出席しました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しています。

農地区分としては、第1種として判断いたしました。

現状は、一、二年耕作されていないようで、雑草が生えていました。

転用目的は農地造成、一時転用です。

転用の理由は、この農地は水はけが悪く、稲をつくる際に機械が使いにくい。

そこで盛土をして田から畑にかえ、麦を耕作したいとのことです。

麦の耕作に当たっては、〇〇〇〇さんが一括して行うとのことです。

約1メートルの盛土をしますが、周囲1メートル内側から行い、水路をつぶさないようにするとのことです。

また、水路があるため、雨水等の問題もないと思われます。

進入路は確保されています。

しかし、道が狭いので、周囲に気をつけてトラックを運転すること、また道路などの破損があれば、速やかに修正するということです。

周囲の地主さんたちには、〇〇〇〇さんが口頭で説明して了解を得ています。

また、事前審査後、電話で〇〇〇〇さんから、工事終了後、3条または利用権設定の申請を行い、本人が各地主さんからその農地を借りて、責任を持って耕作するとのことです。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございます。
ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の山崎雅巳委員、お願いします。

山崎雅巳委員 担当推進委員の山崎です。

まず義務者の方についてですが、〇〇〇〇さん以外の方は、現在農業をされていないということです。

次に、申請土地についてですが、地番90の〇〇〇〇さんのところはずっと作付されておらず、草刈りなどの管理のみをされましたが、近年はそれもできていないそうです。

その他の農地については、同じ清戸地区の〇〇〇〇さんに昨年まで稲作をやってもらっていたとのことでした。

農地造成後に麦を栽培するというのですが、機械や設備はそろっているということで、引き続き畑の管理を〇〇〇〇さんをお願いするとのことでした。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押田勝巳委員 これは4件でやりますが、面積がそれぞれ違うのですけれども、全員1件50万ずつ設置費を見ているのですが、全体で50万なのか、1件ずつ50万で200万ということなのか、その辺わかりますか。

笠井会長 これは全部でじゃないか。

押田勝巳委員 書類上は、全部一件一件、50万、50万と書いてあるのですよね。

全員で50万なのか、その辺があれかなと思って。

笠井会長 事務局。

事務局 事務局、谷嶋です。

事前審査の資料でいいますと18ページ、見積もりが19ページ、その手前の残高証明書が18ページにございますが、これは4名分の合計4,700平米の総合計で見積もりが50万円、工事費が50万円ということです。

全体の工事費で50万円で、1件50万円ではないです。

全体として50万円。

以上です。

笠井会長 ほかにございますか。

何かございませんか。

では、質疑がないようございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、4番、関連がありますので、一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、2番、3番、4番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 平成31年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料2ページをお開きください。

議案第2号 平成31年度第6次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により別紙のとおり平成31年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和元年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

3ページは、市長からの協議文です。

4ページをお開きください。

こちらが利用集積計画の一覧表の案でございます。

番号1は、大字中字中山237番7外2筆。

地目は畑です。

利用権設定面積は、合計1,975平方メートル。

種類は賃貸借権。

内容は樹園地。

期間は30年。

賃料は5万円。

支払い方法は直接持参です。

利用権を設定する者は、白井市中 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、白井市中 番地、〇〇〇〇。

経営面積は155アール。

新規でございます。

次に、番号2は、所在地は神々廻字西発込1365番1外1筆。

地目は畑です。

利用権設定面積は、合計1,982平方メートル。

設定する利用権は賃貸借権。

内容は樹園地。

期間は5年。

賃料は合計で5万円です。

支払い方法は直接持参。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、印西市大森 番地、〇〇〇〇。

経営面積は175アール。

内容は継続でございます。

次に、番号3は、所在地は神々廻字西発込1327番1外1筆。

地目は畑です。

利用権設定面積は、合計3,292平方メートル。

設定する利用権は賃貸借権。

内容は樹園地。

期間は5年。

賃料は合計14万円。

支払い方法は直接持参です。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、印西市大森 番地、〇〇〇〇。

経営面積は175アール。

内容は新規でございます。

次に、番号4は、所在地が神々廻字西発込1378番。

地目は畑です。

利用権設定面積は1,239平方メートル。

設定する利用権は賃貸借権。

内容は樹園地。

期間は5年。

賃料は6万円。

支払い方法は直接持参です。

利用権を設定する者は、白井市神々廻 番地 、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者は、印西市大森 番地、〇〇〇〇。

経営面積は175アール。

継続でございます。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番と3番については新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

1番について、根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 農業委員の根本です。

この土地は、現在3筆ですけれども、1枚の梨畑として耕作されていました。
貸付者である〇〇〇〇さんが体調も余りよくないということで、梨を減らしたいと
いうことで、この畑を切ろうと思っていたそうです。

〇〇〇〇さんは、この土地に自宅が近いものですから、また後継者もできています
ので、ぜひやらせてほしいということを言いましたら、ぜひやってくださいというこ
とで話がまとまって、今回利用集積ということになったそうです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

3番について、最適化推進委員の齋藤和博委員、お願いします。

齋藤和博委員 推進委員の齋藤です。

3番目に新規という形になっておりますけれども、4番は継続になっております。
本人、〇〇〇〇さんの話ですと、集積を上げたつもりだったのですけれども、なっ
ていなかったということで、新規でここで上げるということです。

現に成島さんは、そこを梨畑ということで使っています。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号
平成31年度第6次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 平成31年度第6次農用地利用集積計画の決定について、承認すること
に可決します。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを
議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、資料5ページをお開きください。

議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。
白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼があ
りましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和元年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字根字大山、地番は1963番69。

地目、現況ともに畑です。

地積は797平方メートル。

買取申出者は、白井市根 番地、〇〇〇〇。

理由は、生産緑地解除申請のためとなっています。

6ページをごらんください。

6ページは、農業委員会会長から農業委員と農地利用最適化推進委員宛の通知文です。

7ページは、市長からの依頼文です。

以上でございます。

笠井会長 ありがとうございます。

生産緑地の取得のあっせんについては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、買取希望者の有無について確認いたします。

買取希望者がありましたでしょうか。

[ありませんでしたとの声あり]

笠井会長 議案第3号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、川上です。

それでは、8ページをお開きください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和元年11月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

9ページの①ですが、こちらは農地法第3条の3第1項の規定による届出です。

11ページをごらんください。

②は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

表紙に戻っていただきまして、12月の事前審査会、総会の日程でございますが、申請受け付け締め切りは、11月22日金曜日。

事前審査会の案は、11月29日金曜日。

担当は第2班です。

時間は午前9時から、本庁舎2階災害対策本部2でございます。

次に、総会（案）でございますが、12月6日金曜日、時間は午後4時から、本庁舎2階災害対策本部2でございます。

以上です。

笠井会長　それでは、本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人